

## 期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 4月24日

水戸地方裁判所下妻支部民事執行係

裁判所書記官 井 澤 美 波

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

### 記

入札期間	令和 8年 5月13日から 令和 8年 5月20日まで
開札期日	日 時 令和 8年 5月27日 午前10時00分 場 所 水戸地方裁判所下妻支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 6月16日 午前 9時50分 場 所 水戸地方裁判所下妻支部民事執行係
特別売却 実施期間	令和 8年 5月29日から 令和 8年 5月29日まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 4月24日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	





## 物件目録

- |   |    |    |                  |
|---|----|----|------------------|
| 1 | 所  | 在  | 古河市東本町二丁目        |
|   | 地  | 番  | 487番1            |
|   | 地  | 目  | 宅地               |
|   | 地  | 積  | 96.62平方メートル      |
| 2 | 所  | 在  | 古河市東本町二丁目 487番地1 |
|   | 家屋 | 番号 | 487番1            |
|   | 種  | 類  | 事務所 居宅           |
|   | 構  | 造  | 鉄骨造陸屋根4階建        |
|   | 床  | 面積 | 1階 77.49平方メートル   |
|   |    |    | 2階 77.49平方メートル   |
|   |    |    | 3階 77.49平方メートル   |
|   |    |    | 4階 8.10平方メートル    |
|   |    |    | (現況)             |
|   | 種  | 類  | 店舗 居宅            |



## 物 件 明 細 書

令和 8年 3月16日

水戸地方裁判所下妻支部民事執行係

裁判所書記官 中 川 琢 馬

---

---

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

---

---

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

---

---

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

---

---

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

---

---

5 その他買受けの参考となる事項

なし

### 《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、執行裁判所の裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

## 物 件 目 録

- |   |       |   |
|---|-------|---|
| 1 | 所 在   | 古河市東本町二丁目   |
|   | 地 番   | 487番1   |
|   | 地 目   | 宅地  |
|   | 地 積   | 96.62平方メートル   |
| 2 | 所 在   | 古河市東本町二丁目 487番地1  |
|   | 家屋 番号 | 487番1   |
|   | 種 類   | 事務所 居宅  |
|   | 構 造   | 鉄骨造陸屋根4階建   |
|   | 床 面 積 | 1階 77.49平方メートル<br>2階 77.49平方メートル<br>3階 77.49平方メートル<br>4階 8.10平方メートル |
|   | (現況)  |   |
|   | 種 類   | 店舗 居宅   |

令和7年(ケ)第42号  
令和7年7月8日受理  
令和7年8月21日提出

現況調査報告書  
(物件1, 2)

水戸地方裁判所下妻支部  
執行官 小 俣 隆 一

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

## 物 件 目 録

- |   |       |   |
|---|-------|---|
| 1 | 所 在   | 古河市東本町二丁目   |
|   | 地 番   | 487番1   |
|   | 地 目   | 宅地  |
|   | 地 積   | 96.62平方メートル   |
| 2 | 所 在   | 古河市東本町二丁目 487番地1  |
|   | 家屋 番号 | 487番1   |
|   | 種 類   | 事務所 居宅  |
|   | 構 造   | 鉄骨造陸屋根4階建   |
|   | 床 面 積 | 1階 77.49平方メートル<br>2階 77.49平方メートル<br>3階 77.49平方メートル<br>4階 8.10平方メートル |

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	茨城県古河市東本町2丁目3-10
土地	物件1
現況地目	■宅地(物件1) □公衆用道路(物件 ) □ (物件 )
形状	□公図のとおり □地積測量図のとおり □建物図面(各階平面図)のとおり ■土地建物位置関係図のとおり □
占有者及び占有状況	■土地所有者 □その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している。 □「占有者及び占有権原」のとおり
下記以外の建物(目的外建物)	■ない □ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)
その他の事項	
建物	物件2
種類、構造及び床面積の概略	□公簿上の記載とほぼ同一である ■公簿上の記載と次の点異なる(■主たる建物 □附属建物) ■種類: 店舗 居宅 □構造: □床面積:
物件目録にない附属建物	■ない □ある { 種類: 構造: 床面積:
占有者及び占有状況	■建物所有者 □その他の者 上記の者が本建物を店舗・居宅(いずれも空き家)として使用している。 □「占有者及び占有権原」のとおり
上記以外の敷地(目的外土地)	■ない □ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)
その他の事項	
執行官保管の仮処分	■ない □ある { 地方裁判所 支部 令和 年( )第 号 保管開始日 令和 年 月 日
土地建物の位置関係	□建物図面(各階平面図)のとおり ■土地建物位置関係図のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(2枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
<p>■ B (債務者兼所有者亡A相続財産の相続財産清算人)</p>	<p>1 物件2の建物は、現在、空き家で、鍵は私が管理しています。 2 室内の立入調査に必要であれば、鍵を貸与します。</p>
<p>■ C (亡Aの親族)</p>	<p>1 物件2の建物は、1階部分で、亡Aが紳士用品販売業を個人でやっていた。2階部分は住居になっていますが、亡Aがここに住んでいたことはありません。子供が一時、住居にしていました。 2 物件2の建物について、屋上から雨漏りがします。 3 土地の境界で問題となったことはありません。 4 本件土地建物で事件や事故があったことはありません。また、土壌汚染や埋設物で問題となったことはありません。</p>

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり  
(3枚目)

執行官の意見

- 1 本件物件の状況は、土地建物位置関係図、建物間取図及び添付した写真のとおりである。
- 2 占有状況については、現場の状況や関係人の陳述、不動産登記記録や公課証明書の記載内容等から、2枚目記載のとおりであると判断した。
- 3 物件2の建物について、外壁や内壁のひび割れ、天井の破損、壁紙の剥離、雨漏り跡が複数箇所で見受けられた。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(4枚目)

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和7年7月8日(火)	当庁執行官室	古河市に対し公課証明書等交付申請、受領
令和7年7月9日(水) 14:30-14:33	当庁執行官室	Bから電話聴取
令和7年7月10日(木) 11:57-12:00	物件所在地	■物件確認 ■全戸不在 ■写真撮影
令和7年8月5日(火) 11:10-12:10	物件所在地	■全戸不在 ■立入調査 ■写真撮影 ■評価人同行
令和7年8月5日(火) 16:35-16:45	当庁執行官室	Cから電話聴取
年 月 日( ) : - :		
年 月 日( ) : - :		
年 月 日( ) : - :		
(特記事項)		
<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていることも予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。		
<input checked="" type="checkbox"/> 令和7年8月5日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人Dを立ち合わせ、Bから借り受けた鍵を使用して建物内に立ち入った。		
<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり  
(5枚目)

# 土地建物位置関係図

事件番号	7年(ケ)42号
物件番号	1・2

←○ 写真撮影位置・方向

485-2

水

486-2

道

幅員：約18m

種別：市道（古河市道0101号線）

舗装：あり

建基法第42条第1項道路

488-2

水

物件 2

487-2

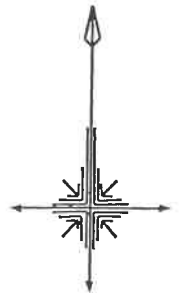
物件 1

487-1

492

488-3

488-10



縮尺約 1/200

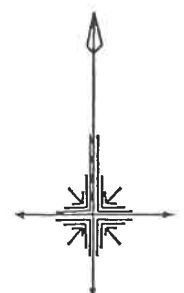
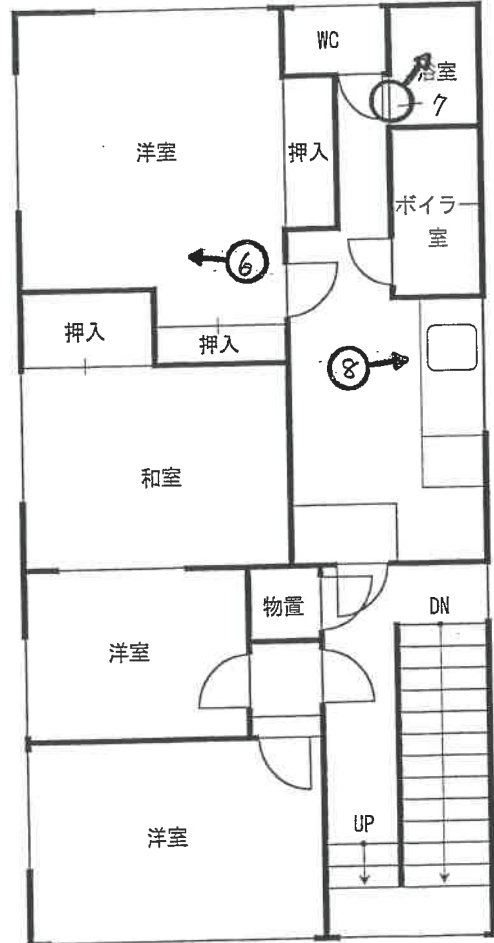
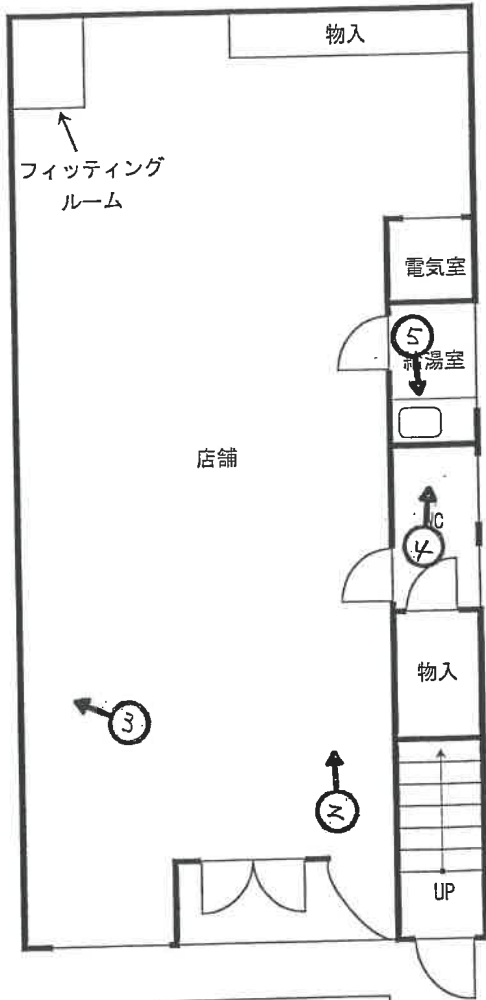
※この図面は現地概測等により作成したものであり、実測図ではありません

( 6 枚目 )

# 建物間取図

物件番号	2
種類	店舗 居宅

←○ 写真撮影位置・方向



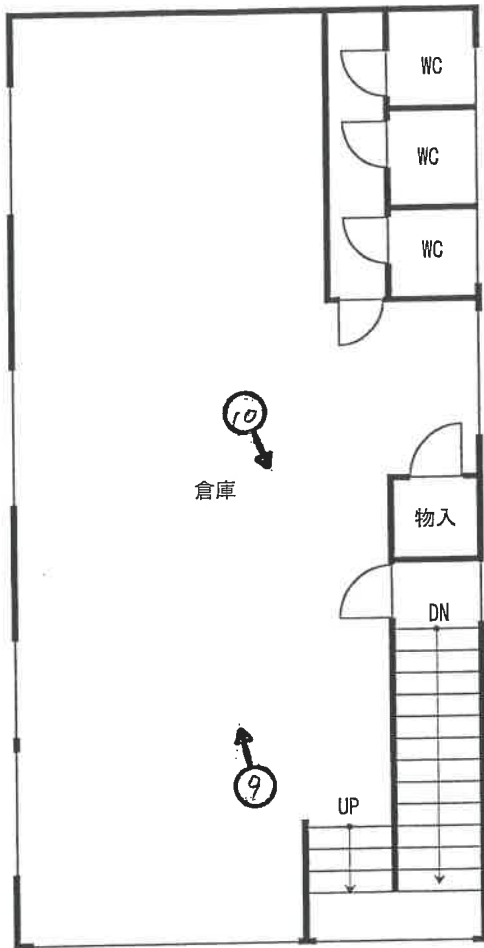
縮尺約 1/100

※ 図面と現況が異なる場合は現況優先となります

# 建物間取図

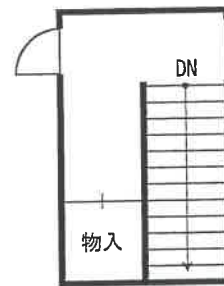
物件番号	2
種類	店舗 居宅

←○ 写真撮影位置・方向



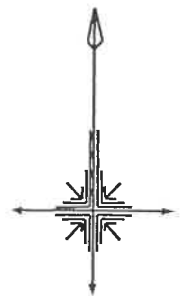
3階平面図

床面積：77.49㎡



4階平面図

床面積：8.10㎡



縮尺約 1/100

※ 図面と現況が異なる場合は現況優先となります

( 8 枚目)



写真1



写真2



写真3



写真4



写真5



写真6



写真7



写真8

写真9



写真10



令和 7年 (ケ) 第 42号  
令和 7年 7月 8日 受 命  
令和 7年 8月 5日 現地調査  
令和 7年 9月17日 評 価  
令和 7年 9月18日 提 出

水戸地方裁判所 下妻支部 御中

# 評 価 書

(物件 1、 2)

評価人 不動産鑑定士

高 橋 研 二

## 第1 評価額

一 括 価 格	
金 6, 6 1 0, 0 0 0 円	
内 訳 価 格	
物件1 (土地)	金 2, 3 3 0, 0 0 0 円
物件2 (建物)	金 4, 2 8 0, 0 0 0 円

- 1 一括価格は、物件1, 2の各不動産について、一括売却(民事執行法61条本文)を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該土地利用権付建物としての価格である。

## 第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。  
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約(売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等)等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

### 第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地積	3頁、物件目録記載のとおり	
2	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	3頁、物件目録記載のとおり	住居表示 東本町2-3-10  店舗 居宅
特記事項			
特になし。			

物 件 目 録

- |   |       |                  |
|---|-------|------------------|
| 1 | 所 在   | 古河市東本町二丁目        |
|   | 地 番   | 487番1            |
|   | 地 目   | 宅地               |
|   | 地 積   | 96.62平方メートル      |
| 2 | 所 在   | 古河市東本町二丁目 487番地1 |
|   | 家屋 番号 | 487番1            |
|   | 種 類   | 事務所 居宅           |
|   | 構 造   | 鉄骨造陸屋根4階建        |
|   | 床 面 積 | 1階 77.49平方メートル   |
|   |       | 2階 77.49平方メートル   |
|   |       | 3階 77.49平方メートル   |
|   |       | 4階 8.10平方メートル    |

#### 第4 目的物件の位置・環境等

##### 1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	JR東日本・宇都宮線「古河」駅の東方約720m 茨城急行自動車「下山一丁目」停留所のほぼ北方至近 (別添物件位置図御参照)	
付近の状況	中低層の事務所、小売店舗等が建ち並ぶ商業地域である。また、背後では一般住宅や店舗等が混在する近隣商業地域の外、普通住宅地域も形成されている。近隣周辺はいわゆる「十間通り」沿いで形成され、一定の集積度や繁華性を示しており、当市中心的な商業地域の位置付けにある。	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制 立地適正化計画 埋蔵文化財	市街化区域 商業地域 80% 400% 準防火地域 特になし 都市機能誘導区域内、居住誘導区域内 指定なし
画地条件	地積 : 96.62㎡ 規模 : やや小さい 間口 : 約7.3m 奥行 : 約13.3m 形状 : 長方形 地勢 : 平坦 高低差 : 接面道路と概ね等高 接面道路との関係 : 中間画地	
接面道路の状況	北側 : 約18.0m舗装市道(建築基準法第42条第1項第1号道路)	
土地の利用状況等	土地所有者が物件2建物を所有して敷地の用途に使用している。  ※土地建物内訳価格算出のために、物件2建物の法定地上権の成立を考慮して評価する。	
供給処理施設	上水道 : あり 都市ガス : なし 下水道 : あり  (注) 供給処理施設における「あり」とは、目的物件の前面道路に該当施設の本管(以下、施設管という)が通っており、通常のコストで敷地内への引込が出来る状態にあることをいう。「なし」とは、目的物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは前面道路に施設管は埋設されていないにもかかわらず供給処理施設を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	
土壌汚染の可能性の調査	土地使用の履歴から推定して、土壌汚染対策法に定められた特定汚染物質の影響を受けている形跡はない。但し、評価人としての調査には限界があるので、詳細については別途専門家による調査が必要と思われる。	

特 記 事 項	<p>① 水道について 古河市水道課への聴取から、当時、口径25<sup>ミ</sup>で利用していたが（取出も25<sup>ミ</sup>）、令和6年4月以降、休止状態との回答である。なお、所有権移転が行われた場合、給水装置の所有者変更（給水装置所有者変更届の提出）が必要となる。詳細についても同課にお問い合わせ願います。</p> <p>② 地盤について 物件1に関し、地耐力を確保しているか否かは不明である。但し、評価人としての調査には限界があるので、詳細については別途専門業者による調査が必要と思われる。</p> <p>③ 地中埋設物の存在について 物件1に立ち入ったところ、地中埋設物の存在は特段、確認出来なかった。但し、評価人としての調査には限界があるので、その詳細については別途専門家による調査が必要と思われる。</p> <p>④ ハザードマップについて 国土交通省の「重ねるハザードマップ」上、物件1上で洪水によって想定される浸水深は「0.5m～3.0m」を示していることに留意が必要である。</p>
---------	---

## 2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載) 昭和50年 5月 7日新築 経過年数 50年 経済的残存耐用年数 満了
仕様	構造 鉄骨造 屋根 陸屋根 外壁 モルタル、レンガ等 内壁 クロス貼、繊維壁等 天井 クロス貼、板張等 床 フローリング、畳等 設備 電気・水道・下水 その他 特になし  ※競売手続きにおいては、建物に付随する各種付帯設備の動作確認が出来ないため、正常に作動するか否かは不明である。
床面積（現況）	3頁、物件目録記載のとおり
現況用途等	階層 地上4階建て 現況用途 店舗 居宅 間取り 建物間取図御参照
品等	やや劣る
保守管理の状態	一定期間、空き店舗、居宅の状態、内部観察の結果、天井の破損箇所、内壁のひび割れやクロスの剥離、雨漏り等が確認され、劣った保守管理の状態と把握される。
建物の利用状況	建物所有者が空き店舗、居宅の状態ですべて所有し、占有している。

特 記 事 項

① 建築計画概要書あり

確認番号：昭和49年11月18日、下特603

主要用途：店舗 事務所付住宅

工事種別：新築

敷地面積：97.552㎡

※当該建築工事に関し、完了検査を実施した記録がないことに留意が必要である。

② 既存不適格建築物の可能性について

新築当時、物件2は建築基準法に適合した建築計画を行い建築確認を取得した経緯があるが、平成17年10月5日に国土調査が行われた結果、建ぺい率が超過する事態となり、既存不適格建築物に移行した。

A 土地面積：96.62㎡

B 建築面積：77.49㎡

C 建ぺい率：80.2% > 80%

したがって現状での利用は原則として認められるが、今後、改築等を実施する場合は現在の建築基準法に適合させる必要があることに留意が必要である。

③ アスベスト関連事項

外部及び内部観察から対策を要する飛散性（吹付け）アスベストは目視する限りにおいて使用されている形跡はないが、詳細は不明である。したがって詳細については別途専門業者による調査が必要と思われる。

④ 白蟻被害について

白蟻被害の有無は不明である。但し、評価人としての調査には限界があるので、詳細については別途専門業者による調査が必要と思われる。

⑤ 上記「保守管理の状態」から、所有権移転後の買受人等が物件2を継続利用する場合は、ある程度の修繕が必要と思われる。

## 第5 評価額算出の過程

### 1 基礎となる価格

#### ① 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/m <sup>2</sup> ) ア	個別 格差 イ	地積 (m <sup>2</sup> ) ウ	建付減価 エ	共有持分 割合 オ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ×オ÷カ
1	89,300	1.00	96.62	0.90		7,770,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示 古河5-2

公示価格 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格  
 $87,500\text{円}/\text{m}^2 \times 102.0/100 \times 100/100.0 \times 100/100.0 \div 89,300\text{円}/\text{m}^2$

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：必要なし。

◇地域格差：必要なし。

イ 個別格差：必要なし

ウ 地積：登記数量による。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

#### ② 建物価格（物件2）

目的物件の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/m <sup>2</sup> ) ア	現況延床 面積(m <sup>2</sup> ) イ	共有持分 割合 ウ	現価率 エ	建物価格 (円) ア×イ×ウ×エ÷オ
2	300,000	240.57		0.03	2,170,000

ア 再調達原価：対象建物の現状の使用資材、施工の程度等を観察し、その仕様の標準的な原価を採用した。

イ 現況延床面積：登記数量による。

エ 現 価 率

経過年数50年、経済的全耐用年数40年、経済的残存耐用年数0年、  
 観察減価及び中古建物の市場性減価50%、残価率5.0%、耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

$$\begin{aligned} \text{現価率} &= \{ \text{残価率}5.0\% + (1 - 5.0\%) \times (\text{経済的残存耐用年数}0\text{年} / \text{経済的全耐用年数}40\text{年}) \} \\ &\quad \times (1 - \text{観察減価}50\%) \div 0.03 \end{aligned}$$

※劣った保守管理の状態を考慮して観察減価率を査定した。

## 2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

### ① 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ=ウ
1	7,770,000	0.55	法定地上権	4,270,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権を法定地上権と判定し、その割合を55%と査定した。

### ② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) (1①カ,1②オ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ)イ	占有 減価 修正 ウ	市場 性修 正 エ	競売 市場 修正 オ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	7,770,000	-4,270,000		0.95	0.70	2,330,000
2	2,170,000	+4,270,000	1.00	0.95	0.70	4,280,000
一括価格(合計)						6,610,000

ウ 占有減価修正：必要なし

エ 市場性修正：物件2に関し、完了検査未実施の可能性を考慮した。

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

## 第6 参考価格資料

- 1 地価公示価格 古河5-2  
所 在：古河市東本町2丁目490番2  
「東本町2-3-3」  
地 目：宅 地  
価 格：87,500円／m<sup>2</sup>  
位 置：古河駅約650m  
価 格 時 点：令和 7年 1月 1日  
地 積：179m<sup>2</sup>  
供給処理施設：水道、下水  
接 面 街 路：北側18m市道  
用途指定等：市街化区域 商業地域（建蔽率80%、容積率400%）  
地域の概要：中低層の事務所、小売店舗等が建ち並ぶ商業地域

## 第7 附属資料

- 1 物件位置図
- 2 周辺見取図
- 3 公図写
- 4 建物図面写
- 5 土地建物位置関係図
- 6 建物間取図

以 上

# 物件位置図

地価公示標準地

物件 1, 2

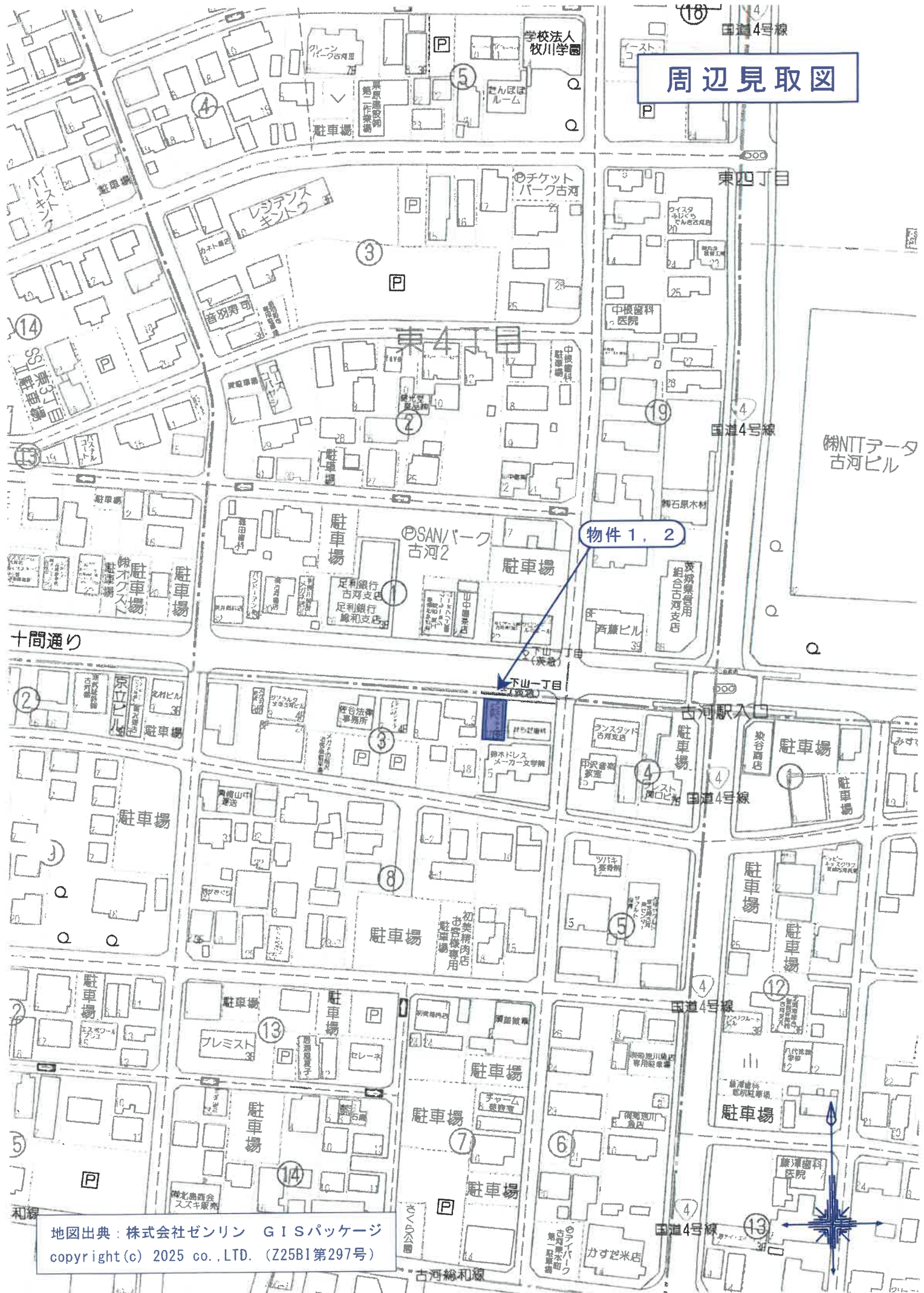
古河市



縮尺 1/25000

地図出典：国土地理院 電子地形図25000

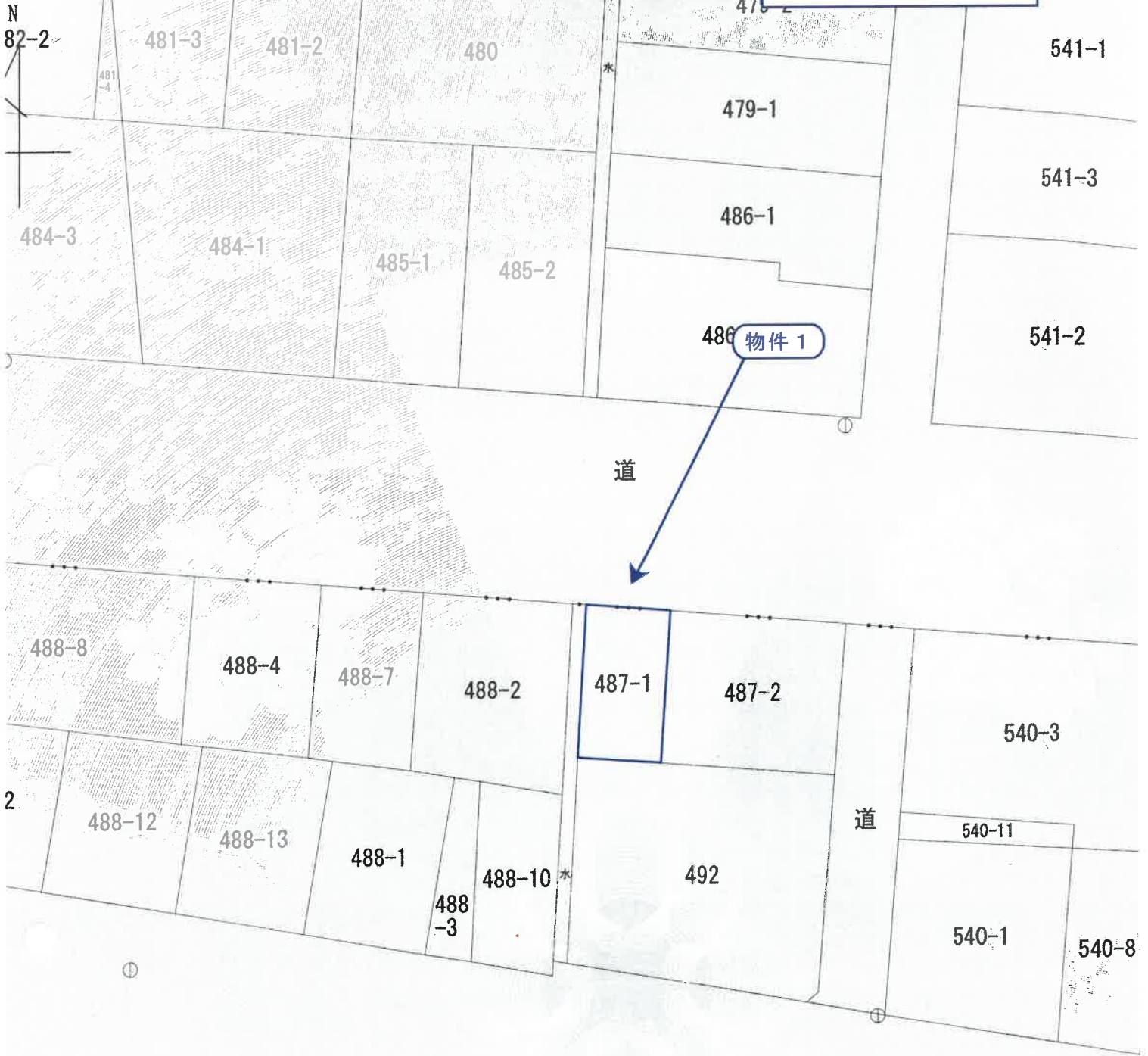
# 周辺見取図



地図出典：株式会社ゼンリン GISパッケージ  
copyright (c) 2025 co., LTD. (Z25B1第297号)

公 図 写

544



地区外



縮尺 1 / 500

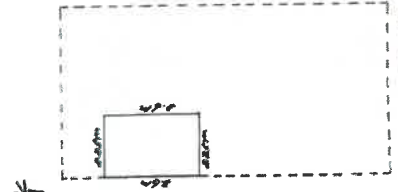
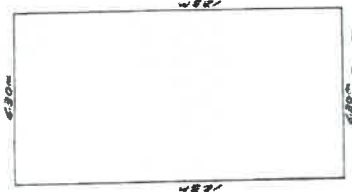
(物件 2)

建物図面写

作製年月日	作製者	申請人
昭和50年6月2日		

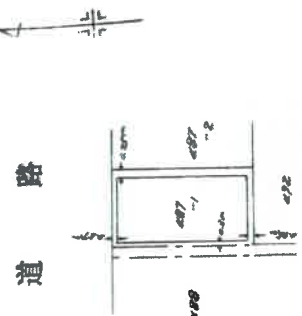
建物平面図  
各階平面図

1階、2階、3階、同型



整理番号	487-1
家屋番号	右河市栄本町二丁目 487番地 /

建物図面



(日本土地家屋調査士会選合会用紙)

縮尺	1/500	1/200
----	-------	-------

5501.6.3

(家屋図)

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。  
 令和7年7月24日 水戸地方務局工務支局

A3をA4に縮小

# 土地建物位置関係図

事件番号	7年(ケ)42号
物件番号	1・2

485-2

水

486-2

道

幅員：約18m  
 種別：市道（古河市道0101号線）  
 舗装：あり  
 建基法第42条第1項道路

488-2

水

物件 2

487-2

物件 1

487-1

492

488-3

488-10

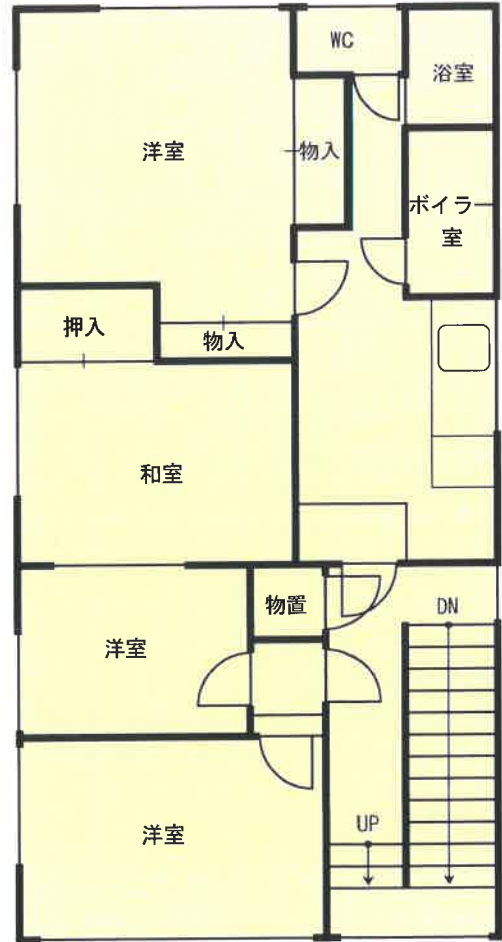
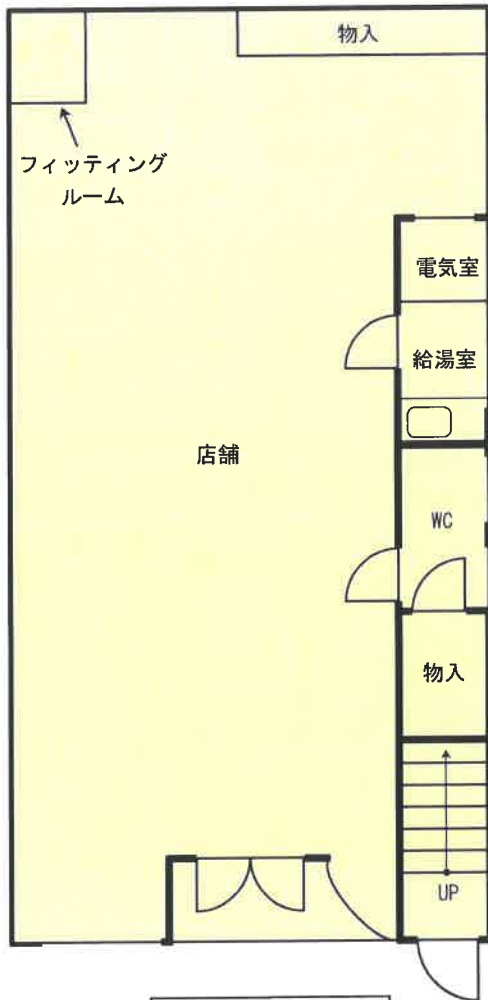


縮尺約 1/200

※この図面は現地概測等により作成したものであり、実測図ではありません

# 建物間取図

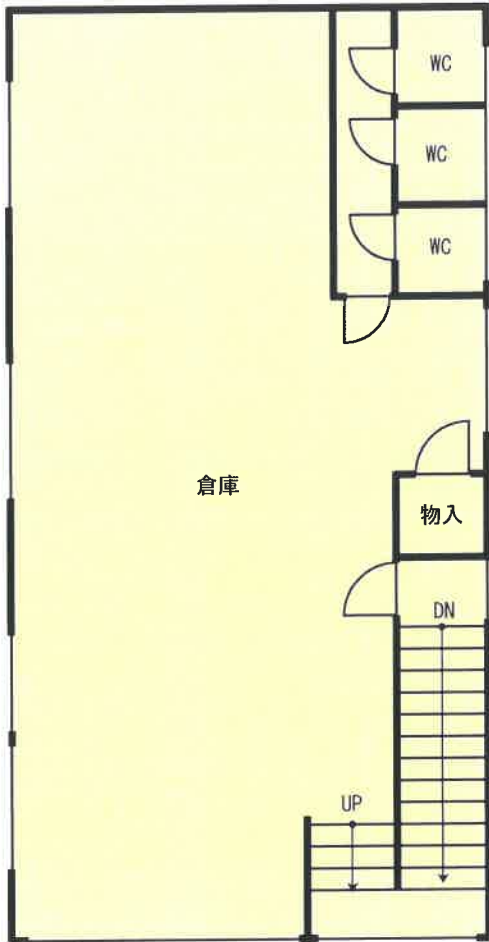
物件番号	2
種類	店舗 居宅



縮尺約 1/100

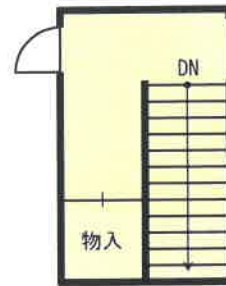
※ 図面と現況が異なる場合は現況優先となります

建物間取図	
物件番号	2
種類	店舗 居宅



3 階 平面図

床面積 : 77.49㎡



4 階 平面図

床面積 : 8.10㎡



縮尺約 1/100

※ 図面と現況が異なる場合は現況優先となります